

新矢作川用水農業水利事業所交渉（全農林労働組合東海地方本部西三河分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時： 平成22年12月27日（月）18：40～18：47（7分）
2. 場 所： 新矢作川用水農業水利事業所第2会議室
3. 出席者： 新矢作川用水農業水利事業所 三好英幸 所長  
田中正則 庶務課長  
全農林労働組合東海地方本部西三河分会 足立 茂 委員長  
西田伸治 副委員長
4. 議 題： 要求書（①超過勤務の縮減について、②新たな人事評価制度について）
5. 議事概要

田中庶務課長

只今から、岡崎統計・情報センターを通じ、予備交渉の段階で取り決められた事項に基づいて交渉を始めさせていただきます。

本日の交渉にあたり、進行を努めさせて頂く庶務課長の田中です。よろしく申し上げます。なお、交渉議事内容を公表するため、適切に記録する必要からボイスレコーダーによる録音を行いますのでご了承願います。それでは要求書の提出をお願いする。

足立委員長

それでは全農林要求第2号を12月27日只今より提出させていただきます。本来なら読み上げてさせて頂くところですが、時間短縮のために中身については既に確認されておられると思いますので若干省略させて頂いて提出にかえさせていただきます。

今とりわけ、こちらの事業所さんは超勤の問題が過去何年間と組合の中から上がっている要求ということで、1番の要求事項をあげさせてもらっています。後の2番、人事評価については超勤の問題とも絡んで職員がしっかりやっているわけですが、なかなか評価としてS評価を職員の中には一番高い評価を受けたいという気持ちの職員もあり、そういったところで評価制度そのものが人材育成に観点をおいているが、なかなか働いている職員がなかなかそういう具合になれないのが実態です。特に取り分けこちらは超勤時間が多いという中で、努力していてもなかなか評価されないという気持ちになりやすいところが問題点であり、個人から求められれば、評価内容を個人に開示して頂くようお願いいたしますし、人を評価するという部分で誤解を生じさせてはいけないことから、日頃からのコミュニケーションを充分保って頂きたいと思えます。そうした中身で出させていただきますのでご理解頂きたい。

三好所長

只今、要求書の提出のありましたことに対し回答させていただきます。

1点目の超過勤務については、基本的には、不要不急の超過勤務の防止に努めるとともに、やむを得ず超過勤務をする場合も必要最小限に止めることが最も重要であり、管理者をはじめ、個々の職員が意志と意欲を持って取り組むことが重要であると考えているところである。

当事業所においては、これまでも毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日及び農村振興局、農政局整備部の完全定時退庁日において、管理職による定時退庁の声掛けをするとともに、管理職が率先して早期退庁に努めるなど、職員が退庁しやすい環境作りに取り組んでいるところである。

また、人事評価制度における事業所の組織目標に「管理職による業務スケジュール管理、業務の柔軟な見直しなどによる業務の平準化などによる超過勤務の縮減」を明記すると共に、各管理者の業務目標にも「昨年度実績を下回る超過勤務の縮減を図る」ことを設定したところであり、管理者を含めた職員個々の意識改革、ご協力によって現時点において、昨年度実績と比較して縮減傾向にありますので、今後とも各管理職が先頭に立って超過勤務の縮減に向け対応し

	<p>ていきたい。</p> <p>次ぎに2点目の人事評価についてですが、評価者と被評価者の面談によるコミュニケーションについては、組織内の意識の共有化や業務改善等に結びつけていくことが重要と考えている。被評価者に対する指導・助言を行うに当たっては、被評価者の主体的な能力開発や業務遂行等の取り組みを促す観点から、個別の項目、目標ごとにコメントするなど可能な限りきめ細やかな指導・助言を行うよう努めている。今後も同様に対応していきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
足立委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>西田副委員長の方で何かありますか。</p>
西田副委員長	<p>特にありません。</p>
足立委員長	<p>先ほどの人事評価制度については、人材育成と職場の向上心を持っていけるよう、是非、日常からのコミュニケーションを図って頂き、職員が蟠りを持たないような、そうした制度となるよう努力をして頂きたいと思います。今日はありがとうございました。</p>
田中庶務課長	<p>特に無いようなので、これをもって要求書に対する交渉を終了します。</p>

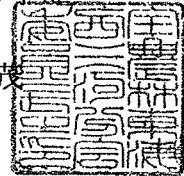
10全農林西三河分会要求第2号  
2010年12月27日

東海農政局新矢作川用水農業水利事業所長  
三好英幸 殿

全農林労働組合東海地方本部

西三河分会

委員長 足立 茂



## 要 求 書

私たち農林水産省に働く組合員の労働条件は、総人件費削減による連年の定員削減や配置転換などにより悪化が進行するとともに、国の出先機関見直しや組織改革による先行きの不透明感から、将来に対する不安感がかつてないほど増大しています。また、新たな農政展開に十分対応するためには、各職場における労使間の意思疎通と、組合員の労働条件確保は必要不可欠なものとなっています。

貴職におかれましては、私たちの労働条件確保の観点から、下記事項の解決に向け最大限の努力をされるよう強く要求します。

なお、この要求に対する回答を12月27日までに行われるよう申し添えます。

### 記

#### 1. 超過勤務の縮減について

厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、事前命令の徹底、実効性ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。また、超過勤務手当については全額支給すること。

#### 2. 新たな人事評価制度について

期首・期末面談に当たっては、人材育成・能力開発に資する制度となるよう、被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上